

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'23.7

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.497】

岩見沢商工会議所 会員限定 **無料法律相談会** ~従業員の方の個人的な
ことでも相談できます~

開催日時

令和5年7月27日(木)
13:00~15:00

相談員

弁護士法人PLAZA総合法律事務所
弁護士 馬場 聡

Topics

- ・令和5年度第1回通常議員総会開催
- ・NORTH FIGHT協賛企業募集

2ページ
5ページ

- ・プレミアム建設券第2回抽選結果報告
- ・中小企業のための経営講座

3ページ
6ページ

第71回全道商工会議所大会が開催

第72回岩見沢大会をPR

第71回全道商工会議所大会が、6月30日、7月1日に苫小牧市で開催されました。

岩見沢からは松浦会頭を始め19名の役員議員が出席し、来年7月5日、6日に岩見沢市で開催される第72回全道商工会議所大会をPRしました。松浦会頭は「来年は、オール空知で全道の皆さんをお迎えしたい。」と意気込みを語りました。

大会には道内42商工会議所が参加し、経済対策等の要望について協議され、次のとおり決議されました。なお、岩見沢商工会議所からは13項目について提案しています。



決議事項

1. 現下の状況を打開する早急な景気・経済対策の実行
2. 北海道経済の更なる発展を目指した地域創生プロジェクトの実現
3. 中小・小規模事業者の活力強化
4. 地域人材の確保・育成の推進
5. 観光需要の喚起並びに受入体制の整備促進
6. 道内空港の利活用促進並びに整備促進
7. 鉄道の維持並びに機能強化
8. 北海道新幹線の整備促進
9. 高規格道路ネットワークの早期完成について
10. 交通・物流インフラの整備促進並びに国土強靱化の促進
11. 地域振興対策の促進
12. 電力の安定需給並びにGXの促進
13. 国際貿易交渉への対応
14. 北海道開発の枠組み堅持

本決議事項については、7月20日に中央要望を行う予定です。

令和5年度 第1回通常議員総会を開催

— 令和4年度事業報告・各会計収支決算を承認 —

6月26日に令和5年度第1回通常議員総会を開催しました。

●永年勤続表彰

開会に先立ち、役員・議員の皆様の永年勤続表彰を行い、北海道商工会議所連合会会頭からの感謝状が授与されました。

北海道商工会議所会頭表彰

- 《勤続25年》 田 莉子 敬夫 様
- 《勤続18年》 北澤 治雄 様
- 《勤続15年》 小川 有積 様
- 《勤続10年》 金田 信行 様
- 《勤続15年》 佐藤 敬一 様
- 《勤続15年》 新川 勝久 様
- 《勤続15年》 高橋 齊 様

●会頭挨拶

「5月8日から新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類に変更され、経済は動き出しているように感じます。このまま、経済活動を止めないで邁進していきたいと思えます。6月15日に岩見沢プレミアム建設券の2回目抽選会がありました。2回目の申込数は776件9,121口でしたが、当選数は323件3,656口で当選率が41.6%となり、残念ながら58.4%の方は落選となりました。また、6月30日から苫小牧市で第71回全道商工会議所大会が開催されます。来年は昭和38年に開催して以来61年ぶりに岩見沢市で第72回全道商工会議所大会を開催します。全道42か所の商工会議所の皆様をそれぞれの立場でお迎えしていきたいと思えますのでご協力をお願いします。」

第1回通常議員総会の審議・報告事項は次のとおりです。

なお、各議案とも異議なく可決されました。

■付議事項

議案第1号 令和4年度事業報告(案)について

◆概要

- ①会員数 970件
- ②会費負担口数 5,081口
- ③主催会議等 100回
- ④他団体出席会議等 23回
- ⑤各種事業活動
 - ・商工会議所広域連携事業
 - ・岩見沢中心市街地活性化事業
 - ・岩見沢中心商店街除雪事業
 - ・岩見沢プレミアム建設券事業
 - ・岩見沢プレミアム商品券事業
 - ・Go To Eat北海道キャンペーン
 - ・ほっかいどう認証店応援クーポン
 - ・第三者認証店登録支援事業
 - ・無料法律相談
 - ・事業復活支援金申請サポート
 - ・SDGs宣言サポート
 - ・健康経営推進事業
 - ・微酸性電解水(ピュアスター)配布
 - ・商工会議所利用者アンケートの実施
 - ・救急救命講習会の開催
 - ・防犯訓練の実施
 - ・新岩見沢商工会議所会館準備室の設置
 - ・岩見沢手話出前講座「どこでも手話」開催
- ⑥意見活動
 - ・令和5年度税制改正に関する要望
 - ・小規模企業振興対策予算の拡充に関する意見・要望
- ⑦広告活動
 - ・ホームページアクセス 96,285件
 - ・Eメール情報配信 26回 623件(延数)
 - ・地域FM情報配信 254件(延数)
- ⑧各種検定 290名受験(延数)
- ⑨経営相談 1,597件(延数)
- ⑩金融斡旋 22件

議案第2号 令和4年度各会計収支決算(案)概要について

(単位:円)

		前年度繰越 ①	収入 ②	支出 ③	次年度繰越 ①+②-③
一般会計		7,680,740	64,779,329	65,389,833	7,070,236
特別会計	小規模事業特別会計	0	44,411,527	44,411,527	0
	会館特別会計	771,093	10,346,604	10,166,078	951,619
	退職給与特別会計	28,641,207	1,001,720	1,690,000	27,952,927
	会館運営基金特別会計	68,834,474	3,003,325	0	71,837,799
	商工振興基金特別会計	259,099,813	5,507,748	1,820,000	262,787,561
小計		357,346,587	64,270,924	58,087,605	363,529,906
合計		365,027,327	129,050,253	123,477,438	370,600,142

第15回 岩見沢商工会議所会頭杯会員親睦ゴルフ大会開催

去る6月29日、エムズゴルフクラブにおいて会員相互の親睦を深めるため「第15回会員親睦ゴルフ大会」を開催しました。当日は71名(58事業所)の参加を頂き、スポーツを通じ、会員相互の一層の交流親睦を深めました。

優勝 酒井 隆一(勝井建設工業株)
準優勝 宮川 欣也(株)シヨップミヤガワ



開会式の挨拶をする松浦会頭



岩見沢プレミアム建設券 第2回受付分は、申込み多数により抽選!! ~令和5年度の申込 1,389件・16,529口 当選率は65.4%~

プレミアム建設券 第2回目の抽選会を6月15日(木)に開催しました!

第2回抽選結果(当選率41.6%)

区分	口数	件数
発行予定	3,651口	—
申込	9,121口	776件
当選	3,656口	323件
落選	5,465口	453件



抽選結果は岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会ホームページをご確認ください。

<https://www.iwamizawacci.or.jp/kensetuken2023/>

販売引替期間	9月29日(金)まで
有効期間	11月30日(木)まで
換金期間	12月20日(水)まで



【問合先】岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会
(商工会議所内)
TEL:0126-22-3445 FAX:0126-22-3441

新入会員紹介コーナー

ブランド鶏を使用した
鳥肉・生つくねが大人気!!

「鳥ふじ」は創業から今年で56年目を迎えます。

昔から変わらず愛されるメニューは、朝から自分たちの手で加工を行っているため、フレッシュな料理をご提供しています。

手作りの一品料理もおすすです!

テイクアウトもできますのでご家庭でもお楽しみいただけます!

鳥ふじ

【所在地】3条西1丁目5-1
【営業時間】17:00 ~ 22:00
【定休日】日曜・祝祭日
【TEL】0126-23-7878



特定商工業者制度について

◎特定商工業者負担金 1,500円

商工会議所法では、商工業者法定台帳の作成並びに台帳の作成、管理及び運用に要する経費の負担金等について定められています。

特定商工業者とは、商工会議所の毎事業年度開始の日（4月1日）まで6カ月以上引き続き営業所等を有する商工業者で、

- ①資本金額または払込出資総額が300万円以上である者
- ②本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主

たる事業として営む者については5人）以上である者のいずれかに該当する商工業者の方々です。

商工会議所は法により特定商工業者の台帳の作成・整備を義務付けられています。また、その台帳にかかる経費の一部を特定商工業者負担金としてご負担いただいております。

当所の事業運営にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 岩見沢商工会議所

特定商工業者とは（商工会議所法抜すい）

第7条（定義）の2項

この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 1 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者
- 2 基準日における資本金額又は払込出資総額が300万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

第10条（法定台帳の作成）

- 1 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。
- 4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から6箇月以内に、第1項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。
- 6 商工会議所は、第1項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第11条（法定台帳の運用及び管理）

- 1 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。
- 2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第12条（負担金）

- 1 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

第3回 World Baseball of Children (NORTH FIGHT) 2023 開催決定

～ 海外少年野球チーム (台湾ほか) を招へい～

当所が後援している「第3回 World Baseball of Children (NORTH FIGHT) 2023」が10月20日～22日に岩見沢市営球場で開催されます。

少子化で野球人口が減少する中、野球大会を通じて少年の健全なる心身の成長を促すことを目的にしており、海外チームを含む16チームが全国から岩見沢市に集結する予定となっています。

大会は市内の野球場を利用しトーナメント方式で試合を行う他、選手同士の交流会や整体師によるケア教室なども開催されます。

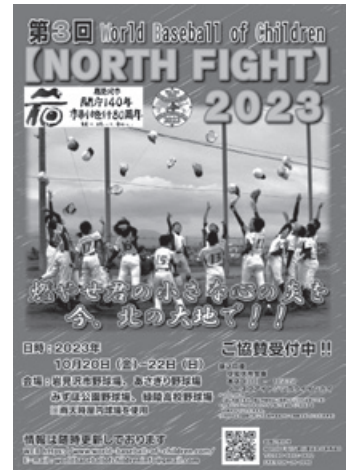
実行委員会 (内田茂伸実行委員長) では、協賛金を募っており1口5,000円からとなっています。

振込みのほか商工会議所窓口でも受付けていますのでご支援をお願いいたします。

【お振込先】 空知信用金庫 本店 (普) 1050357

口座名：ノースファイトジッコウイインカイ

【問合せ】 ノースファイト実行委員会 TEL 080-6092-6602 (内田)



業況DI (前年同月比) の推移

	22年 12月	23年 1月	2月	3月	4月	5月	先行き見通し 6月～8月
全産業	▲18.4	▲18.4	▲19.4	▲14.8	▲11.1	▲6.2	▲9.5
建設	▲27.2	▲25.1	▲31.9	▲24.5	▲23.1	▲17.0	▲15.8
製造	▲14.2	▲16.9	▲18.4	▲18.9	▲13.9	▲9.2	▲12.5
卸売	▲16.3	▲17.3	▲16.4	▲22.4	▲15.0	▲11.0	▲16.9
小売	▲32.1	▲27.1	▲25.9	▲19.5	▲15.9	▲13.8	▲16.2
サービス	▲7.0	▲8.8	▲8.6	2.8	5.6	11.9	6.2

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3か月の先行き見通しDI

日商LOBO調査 (早期景気観測)

【5月調査結果のポイント】

5月の業況DIは、▲6.2 (前月比+4.9ポイント)。行動制限のない大型連休に加え、コロナの5類移行による消費マインドの改善、インバウンド・国内観光需要の回復で、飲食・宿泊関連のサービス業、百貨店・土産品販売等の小売業で改善した。また、製造業では、底堅い国内の設備投資需要の下支えで改善し、卸売業でも製造・小売・サービス業からの引き合い増加で改善した。建設業でも、政府の補正予算による公共工事の受注増で改善した。原材料・エネルギー価格の高騰や人材確保に向けた賃上げ等のコスト負担増、需要回復に伴う人手不足、価格転嫁が十分に追いついていない等、経営の重荷は多いが、経済活動のさらなる回復で、中小企業の業況は改善が続いている。

先行き見通しDIは、▲9.5 (今月比▲3.3ポイント) 個人消費の拡大や観光需要の回復、企業の設備投資の増加等、経済活動の一層の改善が期待される一方、需要増に人材確保が追いつかず、受注機会の損失が懸念される。また、原材料・エネルギー価格の高騰継続によるコスト負担増や、コスト増に見合う価格転嫁が十分に追いついていない中、海外経済の鈍化による外需停滞懸念など、中小企業の先行き不安は根強く、厳しい見方が続く。

各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】

「受注数の増加に伴い、人手不足解消に向けて積極的に人材採用を実施。確保できた人材の定着・育成に向けて、賃金の引き上げや技術の承継を図っている。これにより、コスト負担は増加しているものの、販路拡大に努めるとともに、補助金の活用等も行っていく」(大工工事業)

【製造業】

「受注はあるが、人手不足で生産が追いついていない。コストの上昇も早く、価格転嫁も遅れており、収益を圧迫している」(自動車・付属品製造業)

【卸売業】

「経済活動が活発化してきており、国内企業を中心に受注は増加している。しかしながら、電気代や梱包資材の価格高騰による収益の圧迫は続いており、経費の削減にも限界があるため、設備投資による生産性向上を図っていきたい」(一般機械器具卸売業)

【小売業】

「インバウンド需要が回復し、外国人観光客による売上の増加は継続している。一方で、物価高・電気代の高騰による地域顧客の購買意欲は低下しており、十分な回復には至っていない」(百貨店)

【サービス業】

「国内外を問わず、観光客の増加で売上は戻りつつある。この需要増を逃さないよう、人材確保を進めているが、芳しくない状況が続いている」(遊園地)

中小企業のための 経営講座

インボイス導入後の会計処理

前回は今年度のインボイス制度(適格請求書等保存方式)についての改正点を説明しましたが、今回はインボイス制度導入後に注意すべき会計処理の中から、特に注意を要する2点についてご紹介します。

1. 振込手数料の処理について

売掛金が普通預金口座に振込み入金されたとき取引先が振込手数料分を差し引いて振込まれることがあります。

例えば、110,000円の請求をして、相手側より振込手数料220円を差し引いて、109,780円が振り込まれた場合を考えてみましょう。

仕訳は次のようになります。

(普通預金) 109,780円 / (売掛金) 110,000円
(振込手数料) 220円 /

このような場合、振込手数料は経費として計上されます。しかし、インボイス制度になると、この振込手数料に係る消費税20円を仕入税額控除するためには、振込手数料のインボイスを取得、保存しなければなりません。少額の振込手数料についていちいち相手方からインボイスをもらうことは時間と労力の浪費にしかありません。

そこで、令和5年度の改正では、次のような「返還インボイス交付義務免除」措置ができました。

『売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する』

この規定を使えば、上記のような手数料引いての振り込みについては、次のような仕訳にすれば、インボイスの問題は起きないこととなりました。

(普通預金) 109,780円 / (売掛金) 110,000円
(売上値引・割戻し) 220円 /

通常の売上値引・戻りであれば、売上値引等の返還請求書(返還インボイス)の交付が義務付けされますが、この改正で、1万円未満であれば、その交付義務が免除されるのです。したがって、今回のような振込手数料については、売上値引・割戻しとして処理するとインボイスの問題を回避できることになるのです。

2. 免税事業者等からの課税仕入れの本体価額

インボイス制度では、税抜経理方式を採用している課税事業者の、免税事業者等からの課税仕入れについて、消費税相当額に控除割合(80%または50%)を乗算し仮払消費税等を計上し、税込金額からその仮払消費税等を減額し本体価額を計上する経過措置があります。

例えば令和5年10月1日に110,000円(税込)の区分記載請求書を仕入先である免税業者から受け取った場合を考えてみましょう。

①まずは10%分の仮払消費税等を計算します。

$$110,000円 \times 10\% / (100\% + 10\%) = 10,000円$$

②仕入先が免税業者であるため、経過措置80%を適用し、仕入税額控除できる仮払消費税等を計算する。

$$10,000円 \times 80\% = 8,000円$$

③商品仕入れ高の本体価額(税抜き価額)を計算する。

$$110,000円 - 8,000円 = 102,000円$$

④仕訳は次のようになります。

(商品仕入高) 102,000円 / (買掛金) 110,000円
(仮払消費税等) 8,000円 /

今年10月以降はこのように、免税業者からの商品仕入れ高は税込金額から仮払消費税等を差し引いた金額になり、同じ取引条件であっても、課税事業者からのものと免税事業者からのものでは本体価額が違ってくるのです。この会計処理については、みなし仕入れを認められている簡易課税適用事業者についても同じですので、気を付けてください。

この本体価額の違いは、棚卸資産(期末棚卸の商品単価)、固定資産(一括償却資産・少額減価償却資産の判定、その減価償却)、交際費(一人当たり5,000円以下基準)などの会計処理に影響します。十分な注意を払ってください。

税抜き経理で期末の棚卸表を作成するときは、8%と10%の税率別のものでなく、免税事業者等から仕入れたものなのか、課税事業者から仕入れたものなのかで別々に作成しなければならないのです。

今回は、振込手数料と免税事業者等からの仕入れ等について説明いたしましたが、皆さんの会社でインボイス制度が始まって、どのようなことが起こり、どのような準備をしなければならないのかをよく考えてみましょう。

